

## 佐川町ふれあい収集事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自らごみをごみ集積所まで排出することが困難な高齢者及び障害者が属する世帯に対し、佐川町ふれあい収集事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は佐川町とする。

### (対象世帯)

第3条 事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、本町に居住する次のいずれかに該当する者のみの世帯で、ごみを自らごみ集積所へ排出することが困難であり、他の者からごみ出しの協力を得ることができない世帯とする。

- (1) 65歳以上の高齢者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要支援又は要介護の認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」）の療育手帳の交付を受けている者
- (5) その他町長が必要と認める世帯

### (利用の申請)

第4条 対象世帯は、事業を利用しようとするときは、佐川町ふれあい収集事業利用申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

### (利用の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請を行った対象世帯と面談を行ったうえ、佐川町ふれあい収集事業決定通知書（様式第2号）により当該対象世帯に通知するものとする。

### (収集方法等)

第6条 前条の規定により事業の利用の決定を受けた対象世帯（以下「利用世帯」という。）は、ごみを町が定めるごみの分別方法により分別し、その玄関先に出すものとする。

2 町は、前項の規定により利用世帯が排出したごみを、決められた日に収集するものとする。

3 次のものは収集の対象外とする。

- (1) 粗大ごみ
- (2) 一度に大量に排出されるごみ

4 利用世帯は、ごみの収集場所を清潔に保つため、ごみが飛散しないよう手段を講じるものとする。

(変更届)

第7条 利用世帯は、第4条の申請の内容に変更が生じたときは、佐川町ふれあい収集事業変更届出書(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

(利用の休止及び再開)

第8条 利用世帯は、入院、旅行その他の理由で事業の利用を休止しようとするとき、又は休止していた事業を再開しようとするときは、あらかじめ町に連絡しなければならない。

(収集の中止)

第9条 町長は、利用世帯が次のいずれかに該当したときは、必要に応じて利用世帯の調査をし、事業の中止を決定するものとする。

(1) 佐川町ふれあい収集事業利用中止届(様式第4号)により、事業の利用中止の届け出があったとき。

(2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 連絡がないまま、長期不在の状況であるとき。

2 町長は、前項の規定による中止を決定したときは、佐川町ふれあい収集事業中止決定通知書(様式第5号)により利用世帯に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。